令和３年３月

外来患者さまへ

# 院内トリアージ実施料の算定について

新型コロナウイルス感染症と通常の風邪を検査せずに見分けることは極めて困難なため、発熱、咳、鼻水、倦怠感、嗅覚・味覚障害等の症状を有する患者さまを、通常とは別の動線で屋外プレハブ型の診察室へご案内しております。

また、診察にあたり、医師・看護師は個人防護具（マスク・手袋・ガウンやフェイスガード等）を装着し、感染予防対策を実施しております。

令和２年４月８日付で厚生労働省より、必要な感染予防対策を講じたうえで、新型コロナウイルス感染症の可能性のある患者さまの外来診療を行うことに対して、

「院内トリアージ実施料」300 点（3 割負担で 900 円相当）

の算定を行う通知がありましたので、算定させていただいております。
何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

医療法人紀和会

正風病院